○関東地方整備局告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
つくば市平字平二九七番地先から同市柳橋字並木二四番二地先まで	○・○○～二・五一メートル	一・四五一キロメートル

(四) 指定する期日　令和八年二月十八日

○関東地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	つくば市平字平下二四九番から同市柳橋字谷津一四番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十九日

○関東地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	安曇野市明科中川手三七四九番七から同市明科中川手四〇〇二番十一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十八日

○関東地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第三百七十八号富士北麓都市計画下水道事業富士北麓流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十一年三月十六日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第四百五十号富士北麓都市計画、都留都市計画、大月都市計画及び上野原都市計画下水道事業桂川流域下水道

三　事業施行期間　自平成六年三月二日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十八日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和八年中部地方整備局告示第九十八号名古屋都市計画教育文化施設事業一号臨空消防学校

三　事業施行期間　自令和四年十月十一日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十八日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和四年中部地方整備局告示第九十七号名古屋都市計画公園事業五・四・百六号愛知県防災公園

三　事業施行期間　自令和四年十月十一日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島市安佐北区可部南一丁目一八番三から同市安佐北区大林町字台六二三番一まで	A	八・九四～二八・三一メートル	○・七五三キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一八・四○～二六・四四	八・六○七	
	A・B・C	八・九四～二八・三一	○・七五三	
	A	○・○○～一三・五三	九・三三七	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所